

東京音楽大学大学院論文集投稿・執筆要領

この要領は、東京音楽大学大学院論文集発行規程第 11 条に基づき、投稿及び執筆に関し、必要な事項を定める。

1. 投稿資格

- (1) 本学大学院博士後期課程に在籍する学生
- (2) その他、編集委員会が認めた者

2. 共著での投稿

筆頭著者が本学大学院博士後期課程に在籍する学生である場合に限り、共著を認める。

3. 投稿内容（未発表のものに限る。）

(1) 研究論文

研究の結果を十分に考察した内容で、独創性のあるもの

(2) 研究ノート

研究ノートとは、研究論文執筆・完成の過程で必要な研究の基礎となるもの、中間報告や優れた研究につながる可能性のある内容を扱っているものを指し、査読にあたっては、その速報性、話題性、発展性に着目し、掲載の採否を決定する。

以下のいずれかに該当する場合は、研究ノートとしての提出を認める。

- ①独創性ある学術研究を行う過程でまとめた調査又は事例研究の報告
- ②史料・資料の紹介に重点を置きながら考察を加えたもの
- ③音楽史上価値のある古い時代の理論書などの注釈つき翻訳

(3) その他編集委員会が学術的有用性の観点から掲載にふさわしいと認めた内容のもの

(1)～(3)のいずれも査読を行う。ただし、掲載が決定した場合に、学位論文提出資格の要件を満たすのは、(1)のみとする。

4. 投稿申込締切と提出物

①前期(7月中旬)発行

A 投稿申込(エントリー)期限：2月下旬。日程の詳細は別途発表する。

B 論文等提出期限：3月1日(土・日の場合は、その翌平日)。提出期間に関する日程の詳細は別途発表する。

②後期(1月中旬)発行

A 投稿申込(エントリー)期限：8月下旬。日程の詳細は別途発表する。

B 論文等提出期限：9月1日(土・日の場合は、その翌平日)。提出期間に関する日程の詳細は別途発表する。

A 投稿申込(エントリー)について

編集委員会事務局より、対象者にあらかじめ配信する「投稿原稿募集のお知らせ」に掲載の所定の URL から専用フォームにアクセスし、申込を行う。所定の期間外の申込は受け付けない。

B 論文等提出について

以下のものを提出のこと。

- ・ 研究論文等とその要旨の PDF 形式で保存したデジタルデータ
- ・ 指導教員推薦文及び著作権等に関する許諾書
- ・ 投稿原稿提出兼受領書

やむを得ない事情により、各期の期限内に研究論文等の提出が困難な場合は、あらかじめ編集委員会に申し出て、指示を仰ぐこと。

各期に申込・提出した原稿の論文集への掲載が所定の期日までに決定しなかった場合は、次の期に改めて投稿申込(エントリー)を行い、関係書類を提出する必要がある。

5. 使用言語

原則として、日本語又は英語とする。また、母国語以外の言語で執筆したものは、提出前に必ずネイティブ・チェックを受けるものとする。

6. タイトルと要旨

研究論文等には、日本語及び英語のタイトルを付すこと。また日本語全角 40 字×20 行程度、及び英語半角 80 字×20 行程度の要旨を研究論文等と一緒に提出すること。母国語以外の言語で執筆したものは、提出前に必ずネイティブ・チェックを受けるものとする。

7. 原稿について

原稿はワープロソフトで作成することを原則とし、レイアウト、字数などを以下の通り規定するものとする。

- ① A4 判原稿を縦長横書きで用いる。1 ページあたり和文の場合 全角 40 字×40 行、欧文の場合 半角 80 字×40 行 (余白は左右各 30 mm, 上 35 mm, 下 30 mm)、研究論文の場合は 15 ページ以内、研究ノートの場合は 30 ページ以内とする。左記のページ数をやむを得ず超過する場合には、投稿申込期限前に編集委員会に相談すること。
- ② フォント 本文は 10.5 ポイントの明朝体(MS 明朝など)、欧文単語にはセリフ体(Times New Roman など)を使用する。タイトル部分のフォントなどについては、「投稿論文書式見本」を参照すること。
- ③ タイトル、執筆者名など(10 行)を除き、論文の場合は本文行数 590 行(和文 23,600 字以内・欧文 47,200 字以内)、研究ノートの場合は 1,190 行(和文 47,600 字以内・欧文 95,200 字以内)とすること。
- ④ 原則として、タイトル、執筆者名、キーワード、図版、図表、楽譜、注、引用文献なども上記の本文行に含むこと。
- ⑤ 研究ノートの場合で、音源、画像や映像など特殊な資料を付録データとして添付したい場合は、記録容量やデータの形式などについて、投稿申込期限前に編集委員会に相談すること。

8. 書式

- ①本文の書式については、本学『論文作成の手引き』掲載「B. 執筆上の注意」VI～XIIIに記載の内容に従うものとする。
- ②注は、原則として脚注とする。注には半角数字で通し番号をつける。引用文献の表記方法

は本学『論文作成の手引き』掲載「C. 参考文献の表記法」によるものとする。

9. 図版、楽譜

掲載する図版や楽譜等の出典を明らかにし、使用許諾については、執筆者本人の責任で取得すること。また必要に応じて、図表キャプションに許諾番号を付けるものとする。

10. 掲載決定

編集委員会は、査読者からの査読審査の報告に基づき、投稿原稿の掲載の可否を決定する。査読後、執筆者は編集委員会より修正を求められることがある。

掲載可否の最終決定は、原則として各号発行時期（7月下旬・1月下旬）の1か月前には執筆者に通知する。

11. 掲載決定後の提出物

論文掲載決定後、執筆者は所定の期日までに、ワープロソフト（Word形式）とPDF形式の両方で保存したデジタルデータを提出する。

12. 著作権

論文集に掲載された投稿原稿の著作権は執筆者に属する。掲載決定後、編集委員会が論文集発行と機関リポジトリでの研究論文等の公開を行うにあたり、執筆者は、著作権のうち複製権・公衆送信権（送信可能化権を含む。）の行使を、編集委員会に許諾するものとする。編集委員会が、上記の目的で複製及び公衆送信を第三者に委託する場合も同様とする。

尚、編集委員会は、論文集発行及び機関リポジトリでの研究論文等の公開以外の目的で複製及び公衆送信を行う場合は、その都度執筆者の許諾を得るものとする。

13. 提出物の提出先と問合せ先

執筆者は、各提出物を本学付属図書館内編集委員会事務局に提出すること。また投稿・執筆に関する不明な点は、同事務局に問い合わせるものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。